

日野の水と緑の保全に関する調査研究の助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民や市民グループが行う、水や緑の保全に役立つ調査や活動などに助成金を交付することにより、日野の身近な水や緑などの自然環境の保全を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金交付の対象は、日野市内で水や緑の保全に役立つ調査や活動などを行っている、日野市民(日野市在住・在勤・在学)又は日野市で活動を行っている市民グループとする。

(助成の期間)

第3条 助成期間は1年間とし、毎年募集を行い10年間行う。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、年間10万円(1件につき5万円で2件)とする。

(助成金の総額100万円)

(事務局)

第5条 本助成事業の事務局は、日野の自然を守る会(以下「事務局」という)に置く。

(助成金の申請)

第6条 市民又は市民グループが助成金を受けようとするときは、助成金交付申請書(別紙様式1)に必要な事項を記入し、4月1日から4月30日までに、事務局に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 事務局は、助成金の交付申請を受けたときは、日野の自然を守る会会長及び日野市環境保全課・日野市環境情報センターから選出された選考委員による選考委員会を開催し、助成金交付団体を決定し6月初旬に応募者に通知する。

(助成金交付請求)

第8条 助成金の交付通知を受けた市民又は市民グループは、事務局に助成金交付請求書(別紙様式2)を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(その他)

第9条 本助成事業は、日野の自然を守る会の助成事業として実施し、カワセミハウスが協力をする。日野の自然を守る会は、日野市環境保全課、カワセミハウスに毎年選考委員選出を依頼する。

付 則

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

年 月 日

別紙2

日野の自然を守る会 会長 殿

団 体 名
代 表 者 名
住 所
電 話

2019年度日野の水と緑の保全に関する調査研究助成金交付請求書

2019年度日野の水と緑の保全に関する調査研究助成事業の、助成金交付を請求します。

請求金額 5万円

連絡先

氏 名
住 所
電話番号
E-mail